



目次

規 則	ページ
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○公共測量の実施の通知（5件）（用地対策課）	2
○公共測量の終了の通知（6件）（ 〃 ）	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	3
○道路の区域変更（道 路 課）	3
○道路の供用開始（ 〃 ）	3
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託（港湾・海岸課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4

規 則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第43号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第243号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社西南企画 代表取締役 豊田 洋介
- 届出者の住所
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西南ショッピングセンター
宿毛市宿毛5380番地1ほか
- 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）2,221平方メートル
（変更後）3,248平方メートル
イ 駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1（建物南側）	40台
駐輪場2（建物南側）	40台
駐輪場3（建物東側）	25台

（変更後）

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1（建物南側）	40台
駐輪場2（建物南側）	40台

駐輪場3（建物南側）	15台
駐輪場4（建物東側）	25台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積（変更前）

荷さばき施設の位置	面積
荷さばき施設1（建物南東側）	80平方メートル

（変更後）

荷さばき施設の位置	面積
荷さばき施設1（建物南東側）	80平方メートル
荷さばき施設2（建物南西側）	21平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（変更前）

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物施設1（建物南東側）	28.20立方メートル

（変更後）

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物施設1（建物南東側）	16.60立方メートル
廃棄物施設2（建物南西側）	7.04立方メートル

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（変更前）午前8時45分から午後10時まで

（変更後）午前8時30分から午後10時30分まで

カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

駐車場の自動車の出入口の数	位置
1箇所	出入口1（建物西側）

1 箇所	出入口 2（建物北側）
------	-------------

(変更後)

駐車場の自動車の出入口の数	位置
1 箇所	出入口 1（建物西側）
1 箇所	出入口 2（建物北側）
1 箇所	出入口 3（建物北西側）

キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後7時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

(5) 変更年月日
令和5年12月1日

(6) 変更理由

店舗面積の増加及び施設配置・運営方法の見直しにより、効率的な店舗運営を図るため

2 届出年月日

令和5年3月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
宿毛市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第244号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年4月10日から同年9月29日まで
- 作業地域

四万十市不破右山地区

高知県告示第245号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年4月10日から同年7月31日まで
- 作業地域
土佐郡土佐町地区

高知県告示第246号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年4月10日から同年7月31日まで
- 作業地域
土佐郡大川村高野地区

高知県告示第247号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年4月10日から同年7月31日まで
- 作業地域
土佐郡大川村中切地区

高知県告示第248号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年4月10日から同年7月31日まで
- 作業地域
吾川郡仁淀川町引地地区

高知県告示第249号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和4年5月高知県告示第563号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月13日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第250号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和4年7月高知県告示第642号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第251号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和4年8月高知県告示第673号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第252号

国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長から令和4年8月高知県告示第706号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第253号

高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から令和4年11月高知県告示第837号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第

3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第254号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和4年11月高知県告示第866号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年3月24日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第255号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

中土佐町竹原

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡中土佐町大野見竹原	689番
2	〃 〃 〃	683番
3	〃 〃 〃	683番
4	〃 〃 〃	696番

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線及び標柱4と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第256号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年4月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐大宮字ゴフラ1454番6から 四万十市西土佐大宮字アイノキ2771番まで	前	6.3 〃 19.4	76
	後	7.3 〃 19.4	76

高知県告示第257号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年4月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐大宮字ゴフラ2782番から 四万十市西土佐大宮字アイノキ2771番まで	260	令和5年4月25日

高知県告示第258号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

港湾名	港湾施設名	委託した者		委託期間
		事務所の所在地	名称	

高知港	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
須崎港	係留施設、野積場、荷さばき地並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設、野積場並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	四万十市下田4105番地	下田漁業協同組合	〃
宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市片島5番57-1号	片島地区長 橋本 壮一	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市大島6番24号	大島地区自治会地区長 松浦 雅人	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市小筑紫町小筑紫128番2号	小筑紫地区長 西郷 典生	〃

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、香我美中北部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任し

た役員の届出があった。
令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	國常 憲次	香南市香我美町山北2668番地1
〃	近森 一夫	〃 〃 664番地2
〃	黒岩 友和	〃 〃 1175番地2
〃	三浦 恵子	〃 香我美町中西川416番地
〃	竹村 隆夫	〃 〃 366番地2
〃	大倉 康由	〃 〃 1759番地
〃	信吉 孝彦	〃 〃 862番地
監事	都築 隆	〃 香我美町山北1415番地
〃	近森 浩二	〃 香我美町中西川421番地
役名 (就任)		
理事	國常 憲次	香南市香我美町山北2668番地1
〃	近森 一夫	〃 〃 664番地2
〃	田村 稔	〃 〃 2256番地
〃	三浦 恵子	〃 香我美町中西川416番地
〃	竹村 隆夫	〃 〃 366番地2
〃	大倉 康由	〃 〃 1759番地
〃	信吉 孝彦	〃 〃 862番地
監事	都築 隆	〃 香我美町山北1415番地
〃	近森 浩二	〃 香我美町中西川421番地

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第52号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
高知れいほく新党	加藤 和	藤川 豊文	長岡郡本山町助藤1372
天晴党	前田 和功	前田 和功	高知市朝倉甲311-22

監 査 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月25日

高知県監査委員
4 高行管第505号
令和5年3月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和5年2月24日付け4高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けた指導を行うとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し部下への指導の中心となるチーフに対し、OJTの推進を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を図っていきます。

また、来年度から、新たに会計事務の効率化と県民サービスの向上に向けて財務会計システムを再構築することとしており、その中で人為的なミス防止する機能の拡充や職員の事務作業の効率化など、事務処理の誤りを防止する機能の導入を検討していきます。

第2 指摘事項の該当機関
土木部幡多土木事務所

(1) 指摘事項

令和3年度河川占用許可において、河川占用料の収入調定を行っていないものがあった。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（昭和39年高知県規則第13号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

河川法第24条に係る四国地方整備局の許可案件が河川課を通じて当該事務所へ通知された際、通知を根拠に収入調定を速やかに行うべきところ、担当者が事務処理を失念したままファイルに保管し、チーム内でも処理状況の確認ができる体制となっていなかったことから、調定漏れとなったものです。

(3) 措置状況

事案が発覚した後、収入調定を行い、占用料は収入済みとなっています。

事例について所内で共有するとともに他の土木事務所でも共有し、河川法に係る国許可案件の台帳管理を行い、通知の受付から調定処理までの事務の進捗管理を複数の職員で行うことを徹底することにより、再発防止に努めます。

併せて、ファイル保管後に未処理のまま保管されていないか定期的に点検することにより、再発防止に努めます。

4 高教政第1056号
令和5年3月28日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和5年2月24日付け4高監報第13号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：山田高等学校

1 指摘事項

複写サービスの契約において、予算の議決前に入札を行い、契約を締結していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと定めた、地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

関係法令等について、担当の認識が十分でなかったことや、決裁過程でのチェックが不十分であったことによるものです。

3 措置状況

所属職員に対して、入札及び契約の締結は予算の議決後に行わなければならないことを周知徹底しました。

また、会計管理課長通知の「年度開始前における契約事務について」を事務室内で共有し、事務担当者及び事務長など複数の職員で確認することにより、再発防止に努めてまいります。

高公委発第21号
令和5年3月22日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和5年2月24日付け4高監報第13号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

警察本部土佐警察署

1 指摘事項

産業廃棄物処理委託契約書において、仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

契約を締結する際には、支出負担行為（契約締結）の決裁後、契約書を正副2部作成したうえで受託者に送付し、押印した契約書を提出してもらい契約を締結していますが、契約書を作成する際に仕様書を添付することを失念し、仕様書を添付していない契約書により契約を締結したものです。

3 措置状況

今後の対策として、契約書を作成する際には、所属長自ら

が仕様書等についても一緒に袋綴じすることを徹底させるとともに、複数の職員による確認を確実に行った上で契約書を受託者に送付することとし、他所属を含め、同種事案の再発防止に努めることとします。